

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱6 自他を大切にす心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組14	ボランティア活動や体験的な活動の充実	担当課	義務教育課、高校教育課、生涯学習課、(知)環境政策課
○ボランティア活動を充実させるために、学校と関係機関との連携、社会教育団体の活動や地域行事への児童生徒の参加を一層推進します。【取組5再掲】			
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動・エネルギー、環境学習、ぐんま5つのゼロ宣言、廃棄物対策、森林ボランティア体験会など計7回の講義・実習により、ぐんま環境学校（エコカレッジ）を実施した。受講修了生は15名。 ・県立青少年自然の家や県青少年会館において、青少年や中高生に向けたボランティア養成や体験会などを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○青少年ボランティア養成 参加者数 54人 ○青少年ボランティア体験 参加者数 255人 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広いカリキュラムを通して、地域の環境活動に自ら進んで取り組む人材を育成した。 ・研修や体験等を通して、ボランティアの意義や心構え、留意点等を学ぶことができた。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐんま環境学校（エコカレッジ）修了後は、自主的な環境活動の実践が期待されているが、個人の実践を地域に広げていくことが重要である。 ・幅広い層がボランティアへの関心を持って参加できるよう、情報共有や情報発信に努めていく。 		

○「社会を生き抜く力」を育むため、「自然体験活動」「社会体験活動」の機会提供を推進します。			
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県立青少年自然の家3所にて青少年自然体験事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○親子体験活動（親子デイキャンプ、登山、星空観察等） 参加者数 延べ226人 ○自然体験活動（オープンデー、冬期ホリデー、出前講座等）参加者数 延べ1,294人 ○宿泊自然体験活動（1泊2日程度の長期キャンプ）参加者数 33人 ・青少年自立・再学習支援事業（G-SKY Plan）を実施し、不登校等の問題を抱える青少年に2週間以内の社会体験等を提供することにより、自立支援を行った。 相談等延べ件数：650件、社会体験活動実施数：16件（延べ20件）、進路相談会：2回開催 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年及びその保護者を主たる対象として、様々な自然体験活動を提供することにより、青少年の主体性や協調性、社会性、問題解決能力等「生きる力」を育成するとともに、家庭や地域の教育力向上にも資することができた。 ・個に応じた支援を継続的に行うことで、復学や進学、高卒認定試験の受験等につながった利用者も見られた。相談活動・体験活動・学習支援等の提供を通して、当該青少年の自立や保護者への支援に資することができた。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、青少年団体等のニーズに沿った新規プログラムを開発し、提供していく。 ・出前講座の開催等、所外にも積極的に出向き、県民に自然体験活動の機会を提供していく。 ・コロナ禍で実施できなかった小中学生の職場体験や地域行事への参加機会を増やしていく。 ・外出ができない引きこもり状態の利用者に対して、本人の希望に沿った形での相談方法を検討していく。また、必要に応じて関係機関との連携を図りながら支援を行っていく。 		

○地域や学校の特色を生かした体験活動や、命の大切さが実感できる体験活動の充実を図ります。			
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における「動物ふれあい推進事業」が充実するよう、学校獣医師を指定した。 学校獣医師の指定 指定人数70名 動物ふれあい推進事業実施校 100校（小学校91校、幼稚園・保育所9園） 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学校獣医師の協力のもと、動物ふれあい教室では、ウサギ等の小動物とのふれあいを通じて、正しい飼い方等について体験し、生命の尊さや大切さについて学習することができた。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・動物ふれあい推進事業実施校が減少しているため、感染症対策を講じ、各学校における事業が充実したものとなるよう、事業を主管する食品・生活衛生課との連携・協力をしていく。 		

○自然体験・社会体験活動や地域貢献・奉仕活動を行っている青少年団体を支援します。	
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県子ども会育成連合会、日本ボーイスカウト群馬県連盟、ガールスカウト群馬県連盟の活動を充実させるため、事業費を補助した。 ・青少年団体の運営への助言を行うなど、青少年の健全育成を推進した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・団体活動の活性化が図られるとともに、青少年教育にかかる指導者の育成等につなげることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の流れを受けた構成員の減少等の問題があるが、より魅力のある活動の工夫等、活動の充実が課題である。

○環境に関心を持って自ら学ぶとともに、環境と人との関わりについて正しく理解し、地域の課題解決に向けて主体的に行動できる人を育てるため「群馬県環境基本計画2021-2030」（※R2年度まで「群馬県環境学習等推進行動計画」）に基づく環境教育を推進します。【取組5再掲】	
令和3年度の取組実績	気候変動・エネルギー、環境学習、ぐんま5つのゼロ宣言、廃棄物対策、森林ボランティア体験会など計7回の講義・実習により、ぐんま環境学校（エコカレッジ）を実施した。受講修了生は15名。
成果	幅広いカリキュラムを通して、地域の環境活動に自ら進んで取り組む人材を育成した。
課題	ぐんま環境学校（エコカレッジ）修了後は、自主的な環境活動の実践が期待されているが、個人の実践を地域に広げていくことが重要である。

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱6 自他を大切にする心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組15	人間としての生き方についての考えを深める道徳教育の充実	担当課	義務教育課、高校教育課
○小・中学校においては、道徳教育の全体計画及び別葉の作成、活用、見直しを行うことにより、道徳科を要として各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体を通して効果的に道徳教育を進めます。			
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育推進教師を対象とした道徳教育研究協議会を開催し、教育活動全体を通じて道徳教育を推進する重要性や道徳科の授業づくりについて、大学教授による講話を動画配信した。 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> 授業づくりや評価方法等についての研修が積極的に実施され、学校全体で道徳教育に取り組む指導体制が整いつつある。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組が充実するよう、研究協議会等の内容の工夫・改善を図っていく必要がある。 		

○要となる道徳科の時間では、主たる教材として教科書を効果的に活用し、主体的に自分との関わりで考え、多様な考え方、感じ方と出会い交流する「考え、議論する道徳」を充実します。			
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育研究指定校において授業研究会等を実施し、「考え、議論する道徳」の授業の充実を図った。(R3年度指定校：みどり市笠懸中) 道徳の授業づくりや評価の実践例をまとめた指導資料を新規採用の全小中学校教員に配布した。 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育研究指定校の取組をWebサイトへ掲載をしたことにより、研究成果を全県に向けて発信することができた。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「考え、議論する道徳」の充実に向けて、「はばたく群馬の指導プランⅡ」「はばたく群馬の指導プランⅡICT活用Ver.」と、これまでに全小中学校教員に配布している各種資料の活用について周知し、指導法の工夫・改善を図る必要がある。 道徳の授業において群馬大学と連携し、研究や授業づくりに取り組んでいく必要がある。 		

○児童生徒がよりよく生きていく力を身に付けられるようにするために、生命の尊重、親切・思いやり、規則の尊重、家族愛等の学習指導要領が定める各内容項目について、自己の生き方への考え方を深める学習を充実します。			
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会義務教育課のWebサイトにおいて、ICTを活用した実践事例を掲載した。 道徳の授業づくりや評価の実践例をまとめた指導資料を新規採用の全小中学校教員に配布した。 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> 教師の授業づくりの参考となるよう、Webサイトにおいて学習指導案やICTを活用した実践事例を掲載し、各内容項目の学習の充実を図ることができた。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に示された各内容項目の学習がさらに充実するよう、学習指導案やICTを活用した実践事例の収集・掲載を継続する必要がある。 		

○高校においては、公民科や特別活動を中核的な指導の場面として、学校教育全体を通して、人間としての在り方や生き方に関する学習を行います。

令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公立高校・公立中等教育学校・県立特別支援学校の道徳教育推進教師を対象とした道徳教育推進協議会をオンラインにて実施し、高校における道徳教育の一層の推進を図った。 ・県立吉井高校を道徳教育総合支援事業の研究校に指定し、教育目標である「知・徳・体のバランスがとれ、何事にも挑戦するたくましさを持ち、社会に貢献できる人間を育成する」を根底においた道徳教育推進の取組を行った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校が、「道徳教育の全体計画」及び「道徳教育の目標と教科の関連表」を作成し、計画的に道徳教育を行うことができた。 ・県立吉井高校における研究の成果を全県に対して周知し、各学校の道徳教育の取組の一層の充実を図ることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育推進教師を中心に、全ての教職員が連携し、「道徳教育の全体計画」や、「道徳教育の目標と教科の関連表」等に基づき、道徳教育を一層推進していくこと。

○児童生徒の道徳性を高めるために、家庭や地域社会との連携を充実します。

令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料集「ぐんまの道徳」の活用を促したり、家庭や地域社会との連携や積極的な発信等の学校の取組を紹介したりした。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で「ぐんまの道徳」を年間指導計画に位置付けたり、学校通信や学校行事等を通じて家庭や地域社会との共通理解を図ったりすることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校に対して道徳教育の取組等の積極的な発信を促したり、家庭、地域社会の人々が参加、協力した事例等を紹介したりして連携の充実を図る必要がある。

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱6 自他を大切にす心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組16 自らの態度や行動につながる人権教育の推進 担当課 義務教育課、高校教育課、生涯学習課

○教育活動全体を通じて人権教育の基盤である常時指導を充実するとともに、「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践します。

令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育指定校事業や地区別人権教育研究協議会において、「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした公開授業を5校で実施した。 ・各学校では、全体計画、年間指導計画に基づき、全ての教育活動を通じて、構造的指導（常時指導、間接的指導、直接的指導）に留意した授業づくりを推進した。 ・人権教育の基盤は常時指導であり、日常的に児童生徒一人一人のよさが認められ、共に生きていく実感がもてるような人間関係づくり・環境づくりを推進した。 ・初任者研修等の講義の中で、教育活動全体を通じて人権教育の基盤である常時指導の充実を図るよう促した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進状況調査では、全ての学校で、人権教育主任の位置付けが定着するとともに、全体計画や年間指導計画の整備、見直しや改善が進んでおり、計画的な指導が行われるようになっている。 ・全ての公立高等学校において、人権教育年間指導計画の整備、全体計画の見直しを実施することができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が個別の人権重要課題への理解を深めることができるよう、学校の実態に応じた研修を工夫することが必要である。 ・地域や関係機関の人材を活用した教育活動の充実ができるよう、研修や支援をする必要がある。 ・人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚を図る。

○児童生徒の人権尊重の態度を育成するために、人権教育に関わる校内研修を充実し教職員の人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図る取組を進めます。

令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における人権教育の推進・充実を図るため、情報文化総合研究所代表取締役及び武蔵野大学名誉教授である佐藤佳弘氏を講師として招き、深刻・多様化する「インターネットによる人権侵害」についての講演を録画し、YouTubeによる限定動画として配信した。各校の人権教育担当者等が視聴し、資質の向上を図った。 ・高等学校においては、人権問題に特化した校内研修に加えて、職員会議や朝会等において県及び市町村教育委員会の研修内容の周知等を行うなど、教職員の人権意識を高めるための取組を推進した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校等では、「人権教育推進資料」（R2.3改訂）で示した人権重要課題11項目と学習指導要領との関連が分かる一覧表を基に、自校の年間指導計画を見直し、それぞれの重要課題に関わる学習を各教科等に位置付けるなど、「直接的指導」の充実を図っている。 ・全ての公立高等学校が、いじめ防止基本方針等に関する研修を含む人権に関する諸条約や法令に関する研修及び研修内容の周知を行っており、教職員の人権意識を高めるための一層の充実を図ることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員一人一人が人権重要課題の理解を深め、適切に指導できるようにする。 ・公立高等学校において、生徒の人権感覚の育成に有効な参加体験型学習の研修をより一層推進していく必要がある。

○地域及び関係機関等との連携による多様な学習活動を推進することで人権教育の充実を図るとともに、保護者に対する人権に関する情報提供を進め、人権意識の高揚を図ります。	
令和3年度の取組実績	・幼稚園児・小学生の保護者及び中・高校生や一般等各層に合った人権教育学習・啓発資料を作成・配布し、学習及び啓発・普及に活用されるよう努めた。
成果	・第5学年の保護者対象資料「みんなの願い」、園・保育所の4歳児保護者対象資料「めぶき」などの人権教育資料の配布による情報提供を行うことで、保護者の人権意識の高揚が見られた。
課題	・人権課題の多様化により、新しい課題を盛り込んだ啓発資料の作成が必要となっている。 ・作成した資料の活用を促進するため、各種協議会や研修会等で活用を呼び掛ける必要がある。

○社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を育成します。	
令和3年度の取組実績	・教育事務所ごとに「群馬県人権教育の基本方針」「群馬県人権教育充実指針」に基づいた人権教育を推進するために必要な事項の研修や協議を計9回実施。381名を養成した。
成果	・新型コロナウイルス感染拡大の影響により当初の計画を変更し、人数を制限した参加体験型学習会や資料配付・動画配信による研修等実施方法を工夫することで学習機会を確保し、地域の指導者としての人権感覚を高めることができた。
課題	・育成した指導者の活動の場やスキルアップの方法について検討し、指導者の活用を図る必要がある。

○市町村が行う集会所等を拠点とした人権教育推進事業に対して支援します。	
令和3年度の取組実績	・地域の集会所等を拠点として実施する人権教育推進事業（15市町村62カ所）に対し、その経費の一部を補助した。
成果	・各集会所において市町村が計画した人権に関する講座や地域住民の参加・交流を促進するための人権教育推進事業が年間を通して円滑に実施されたことで、人権に対する住民の理解と交流が深まった。
課題	・地域住民が人権の重要性についての正しい理解と豊かな人権感覚を身に付けられるよう、今後も地域の集会所を拠点とした人権教育を推進していく必要がある。

施策の柱6における指標の状況、令和4年度の方向

指標の状況

指標		策定時		目標値	2022.4月末時点の最新値		進捗率	備考 (進捗が芳しくない場合 や数値に大幅な上下が あった場合等、説明を記 入)
項目	細目	数値	年度		数値	年度		
教職員の人権意識を高めるための研修※に取り組んだ学校の割合	小	97.0%	2017	100.0%	100.0%	2021	100.0%	
	中	99.0%	2017	100.0%	100.0%	2021	100.0%	
	高	68.0%	2017	100.0%	100.0%	2021	100.0%	
	特支	80.0%	2017	100.0%	100.0%	2021	100.0%	
「児童生徒は、授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている」と回答した学校の割合（全国学力・学習状況調査学校質問紙調査「当てはまる」と回答した学校の割合）	小	88.8%	2018	100.0%	86.5%	2021	-20.5%	
	中	85.1%	2018	100.0%	87.8%	2021	18.1%	
母校の小学校におけるボランティアチューターに参加している高校生の人数	高	241人	2017	280人	269人	2019	71.8%	

令和4年度の方向

- ・道徳教育研究指定校を中心に、「はばたく群馬の指導プランⅡ」や「はじめよう！道徳科」、「ふかめよう！道徳科」、「ふかめよう！道徳科実践編」を基にした実践、ICTを効果的に活用した実践等を公開し、全県に発信できるようにする。
- ・「ようこそ先輩！」（高校生ボランティア・チューター小学校派遣事業）により多くの高校生が参加するよう、引き続き、校長会、教頭会、生徒指導対策協議会等で周知していく。
- ・地域における人権教育を推進していくために、集会所等を拠点として実施する人権教育推進事業（15市町村62カ所）に対し、その経費の一部を補助する。
- ・育成した指導者の活用に向けて、指導者の活動の場やスキルアップの方法について検討し、指導者の活用を図る必要がある。

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組17	いじめの正確な認知に基づく適切な対応	担当課	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課
○いじめは大人の目の届きにくいところで発生していることから、学校・家庭・地域が連携して早期発見に努めます。			
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「法によるいじめの定義」について、各学校が職員及び保護者向けの研修を行い、軽微ないじめであっても見逃さない環境作りに努めた。 ・児童生徒の抱えた悩みに対応したり、わずかな変容に早期に気付き対応したりするためには、学級担任の日々の観察に加え、学年教員や養護教諭、SC等の専門家など、全校体制で日常的に情報交換を行う必要があることを説明してきた。 ・新型コロナウイルス感染症の感染者の方や医療従事者の方などへの差別や偏見が起こることのないよう、生徒に対する指導や保護者への啓発等を行った。 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・校区内や地域におけるいじめ防止にいじめ防止の気運の高まりが見られた。（県教育委員会「いじめ問題取組状況調査結果から」） 「保護者との連携」 89.0%、 「地域との連携」 64.0%、 「家庭や地域への自校の実践の発信」 78.1% 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの解消に向けた実効性のある対応と、子どもの成長支援の視点に立った再発防止への取組の充実のための、学校と保護者・地域との一層の連携が必要である。 		

○いじめが生じたときには、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応を早期に行い、関係する児童生徒や保護者が納得するいじめの解決を目指します。			
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の実態や課題に応じた「学校いじめ防止基本方針」の定期的な点検・評価を依頼した。 方針の策定状況：策定率100% ・スクールロイヤーに講師を依頼し、法に基づくいじめ等への対応に関する研修会を管理職を対象に実施した。【R3新規】 ・児童生徒の感じる被害性に着目し、法に基づくいじめの正確な認知について周知した。 ・校内研修の資料として、リーフレット「いじめの問題は全て学校いじめ対策組織で対応します。」を配布するとともに、「短時間でできる校内研修～いじめに関する理解を深めよう～」を作成・配布した。 ・管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応等に係る指示伝達を行った。 ・国公立立全ての高校等を対象とした「いじめ防止啓発会議」を開催し、各学校におけるいじめ問題への対応の一層の改善・充実を図った。 ・生徒指導対策協議会において、学校における組織的な対応の実際や組織的な体制づくりに係る意見交換等を行った。 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の中で起きる些細なトラブルであっても、重大な事案に発展させないように、積極的に認知し、組織的に対応することが学校現場に定着してきている。（学校総数に占めるいじめの認知学校数の割合 小 93.1%、中 94.5%） ・「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」等に関する教職員の意識の高まりや知識の深化が図られた。 ・いじめの正確な認知が進み、些細なトラブルが大きな事案に発展する前に対応できる学校が増えてきている。 ・「学校いじめ対策組織」の開催回数が増加するなど、組織的な対応が定着しつつある。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のいじめへの対応に対して、保護者の理解が得られず、トラブルに発展してしまうケースがあるため、保護者と共通理解の下に、協力して対応に当たることが必要である。 ・学校が適切に対応できるよう、スクールロイヤー等を一層活用し、管理職に向けた研修の充実を図る必要がある。 		

○SNS等を介したいじめや問題行動、犯罪被害等の状況を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化するネット上の諸問題を教員が正しく理解した上で、児童生徒の情報モラルを育成します。【取組12再掲】	
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県警による児童生徒及び保護者への情報モラル講習会を開催し、ネットリテラシーの育成に取り組んだ。(小学校128校、中学校71校、高等学校24校、特別支援学校11校、児童生徒数32,282人、保護者数603人、教職員数2,672人) ・ネットリテラシー向上動画教材を作成し、ネットの適切な利用について考える学級活動の指導案とともに、学校へ周知・説明した。 ・いじめ防止フォーラムでは、「これからのネット社会に必要な思いやり」をテーマに、ネット上で行う発信が相手に与える影響について考える機会を設定した。 ・ネットパトロール事業により生徒のインターネット上への不適切な書き込みを371件検知し、学校の指導を支援した。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を推進し、新型コロナウイルス感染症に係るいじめや、SNS等を介した問題行動、犯罪被害等の未然防止を図った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・集会形式で実施される情報モラル講習会に加え、ネットリテラシー向上動画を活用した学級活動など、実践の広がりが見られた。 ICTリテラシーの向上に向けた教育活動の実施(R3教育課程調査・複数回答) <小学校> 情報モラル講習会(児童向け73.9% 保護者向け20.8%) ネットリテラシー向上動画 18.2% <中学校> 情報モラル講習会(児童向け88.3% 保護者向け18.5%) ネットリテラシー向上動画 23.5% ・メールやインターネット上の交流サイト等を介したトラブルや、出会い系サイト等へのアクセスの未然防止を図ることができた。また、生徒自身がSNS利用上の課題やいじめの未然防止等について話し合うことにより、互いに支え合う人間関係づくりを推進することができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等を悪用した誹謗中傷、いじめの増加やネットゲームの課金、アイテム譲渡等の強要など、ネットに関係する多様な問題行動を未然に防止する必要がある。 ・1人1台端末が整備されたことを踏まえ、ICTリテラシーを高める取組を一層推進する必要がある。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に向け、日常モラルの向上とともに、発達段階に応じた情報モラル教育を充実させていく必要がある。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を一層推進する必要がある。

○いじめの早期発見や解消に向けた適切な指導ができるよう教職員の指導力の向上を図り、解決に向けて迅速かつ組織的に学校全体で取り組みます。	
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた教職員の行動計画となる「学校いじめ防止基本方針」の策定及び見直しに学校として取り組み、組織的ないじめ対策の充実に取り組んだ。 ・「学校いじめ防止基本方針」により、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した、いじめ防止のための校内指導体制の充実を各学校に依頼した。 ・教育相談体制の充実に向けたリーフレットを作成し、各種研修会等において、児童生徒の不安や悩みを早期に発見し、組織的な対応をとることができる体制を整えるよう依頼した。 ・「いじめ防止対策推進法」等に基づくいじめ問題への組織的な対応を徹底させるため、リーフレットを全ての県立高校等に配布するとともに、校内研修用資料を作成し、管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において周知した。 ・生徒指導対策協議会等において、各学校に取り組んでほしい研修の例を示したり、各学校で実際に行われた研修について情報交換する機会を提供したりした。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見に基づくいじめ防止についても、適切な指導が行なわれている。(「いじめを許さない意識・態度を育むことができた」と回答した学校の割合 小学校99.4%、中学校100%) ・子供の間で起きる些細なトラブルであっても、学校はいじめと認知し対応したと報告されるなど、法に基づいた正確ないじめの認知の定着が図られている。 ・スクールカウンセラーが、いじめの被害者や加害者へのカウンセリングを行うなど、専門家を有効に活用した取組が多く行われるようになってきている。 ・「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」等に関する教職員の意識の高まりや知識の深化が図られるとともに、法に基づくいじめの正確な認知が進んだ。 ・「法に基づく正確ないじめの認知」に関する校内研修で実施した学校が増え、教職員の理解が深まったことから、正確ないじめの認知につながっている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きいじめの積極的な認知に努めながら、学校が法律に基づいて適切に対応できるよう、スクールロイヤーの活用も含め、研修や助言等を一層充実させる必要がある。 ・いじめの積極的な認知に努めるとともに、いじめの認知件数を発生件数ととらえず、潜在的ないじめもあるという危機意識を常にもち、指導の充実を図っていく必要がある。 ・「いじめ防止対策推進法」等に基づく組織的な対応について、より一層の周知を図る必要がある。

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組18 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援

担当課 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

○学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、児童生徒が自らの力でいじめを防止する活動を推進します。	
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和3年度いじめ問題対策推進事業計画」に基づき、一人一人が大切にされる集団づくり、互いに支え合う人間関係づくりに焦点を当て、各学校の児童生徒主体のいじめ防止活動を推進した。 ・児童会や生徒会のいじめ防止活動年間計画を例示し、児童生徒主体の話合いや、いじめを自分事として考えることができるような活動に取り組むよう依頼した。 ・いじめ防止フォーラムでは、具体的な事例を取り上げた動画教材（県作成）を活用し、いじめを身近な問題と捉えながら、意見交流を行った。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動について、「1人1台端末（chromeBook）の使用ルールづくり」、「いじめ防止フォーラム」、「SDG s」、「私たちのスマホ利用ルール」と関連付けた活動を共通テーマとして、全ての県立高校・中等教育学校で生徒主体の活動に取り組んだ。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度いじめ問題取組状況調査結果 ・児童生徒が、いじめを自分のこととして考え、いじめ防止活動に主体的に取り組んだ。（小学校 97.0%、中学校 95.0%、高校 90.2%、特支 48.0%） ・「いじめ防止強化月間」では、学級や児童会・生徒会を中心に、いじめ防止活動に積極的に取り組んだ。（小学校 96.0%、中学校 93.8%、高校 67.9%、特支 40.0%）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを含めた日常の諸問題を児童生徒自身が自分事にとらえ、話し合っ解決する活動を計画的に取り入れて、学校全体でのいじめ防止活動の充実させる必要がある。 ・いじめを含めた日常の諸問題について、児童生徒自身が話し合っ解決する風土を、クラスや学年単位でつくり、学校全体でのいじめ防止活動につなげていく必要がある。

○学校間の連携を密にして、県内各地域で児童生徒の経験に基づく意見交換を行います。	
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和3年度いじめ問題対策推進事業計画」に基づき、県内12地区で「いじめ防止フォーラム」を実施した。 【参加校】396校（小:177校 中:138校 高:63校 特:22校 中等:1校） 児童生徒による班別意見交流のほか、オンライン開催では、各学校での活動を紹介し合う活動を行った。 ・県内35市町村において、市町村主催の「いじめ防止子ども会議」を実施した。 ・「令和3年度いじめ問題対策推進事業計画」に基づき、いじめ防止強化月間を設け、日常の諸問題について意見を出し合ったり、生徒会を中心に意見交換を行ったりするなど、生徒主体の活動を推進した。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動について、「1人1台端末（chromeBook）の使用ルールづくり」、「いじめ防止フォーラム」、「SDG s」、「私たちのスマホ利用ルール」と関連付けた活動を共通テーマとしてを共通テーマに意見交換をおこなうなど、生徒主体の話合い活動を推進した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村主催の「いじめ防止子ども会議」等の活動を、一部の生徒だけではなく学校全体に広がる取組につなげている学校が多い。（小学校 88.7%、中学校 90.4%） ・各学校が「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動等をとおして、学校全体として問題解決に向けて自ら主体的に考え、行動する姿勢を養うことができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においてICTを活用するなど、学校における取組の充実が図られている一方で、いじめ問題の解決に向けた保護者や地域との連携を充実させていく必要がある。 ・今年度も感染状況に応じて実施方法を工夫し、「いじめ防止フォーラム」をはじめ、学校間が連携し、生徒が意見交換できる場を積極的に確保する必要がある。

○児童生徒のよりよい人間関係づくりを進めるとともに、登校したいと思えるような魅力ある学校づくりを推進します。	
令和3年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童生徒に対して、生徒指導の3つ（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定）の機能を生かした日常的な指導・支援を行うよう依頼した。 ・いじめ防止ポスターやのぼり旗を活用し、各学校で年間を通した計画的ないじめ防止活動が行われた。 ・高等学校において、「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を推進した。 ・特別支援学校では、「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動に22校（27学部）が取り組んだ。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた取組として、同学年の人間関係に加え、異学年との交流を取り入れるなど、児童生徒の望ましい人間関係づくりに取り組んだ学校が多く見られた。 ・いじめ防止フォーラムを継続して実施してきたことで、学校間での活動の紹介・情報交換が行われ、うれしい気持ちや友だちの長所を伝え合う活動など、自己存在感を高められる活動の広がりがみられた。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動の報告書では、「職員会議等を通し、職員の意識も高まった」、「自らの行動を振り返るきっかけとなった」などの回答があった。 <p>ネットリテラシーやタブレット等ICT端末の正しい使い方等を関連付けながら、よりよい人間関係について考える機会を持つことができた。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・対面やふれあいを大切にした人間関係づくりを意識した授業づくりに取り組むことと併せて、1人1台端末等のICT活用を活用し、コロナ禍においても効果的に人間関係づくりを進めることができるよう工夫していく必要がある。 ・生徒のスマートフォン等への依存やSNS上のトラブルは依然として多く発生している状況であり、生徒のICTリテラシー向上に向けた取組を一層推進する必要がある。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動を一層計画的で持続的なものにしていく必要がある。

施策の柱7における指標の状況、令和4年度の方角、基本施策3に対する点検・評価委員会の主な意見

指標の状況

指標		策定時		目標値	2022.4月末時点の最新値		進捗率	備考 (進捗が芳しくない場合 や数値に大幅な上下が あった場合等、説明を記 入)
項目	細目	数値	年度		数値	年度		
いじめ問題に関する校内 研修会※を実施した学校の 割合	小	53.0%	2017	100.0%	49.8%	2020	-6.8%	感染症拡大による臨時休 業期間を含むR2年度の 調査結果であり、集団で 行なう会議や研修会等の 開催が難しかったことが 影響していると考えられ る。
	中	55.0%	2017	100.0%	54.0%	2020	-2.2%	同上
	高	62.0%	2017	100.0%	100.0%	2021	100.0%	管理職や生徒指導主事等を対象と した会議等において、校内研修を 必ず実施するよう指示した。
	特支	38.0%	2017	100.0%	95.2%	2020	92.3%	
児童会・生徒会活動等を 通じて、いじめの問題を 考えさせたり、児童生徒 同士の人間関係や仲間づ くりを促進したりした学 校の割合	小	95.0%	2017	100.0%	100.0%	2020	100.0%	
	中	96.0%	2017	100.0%	100.0%	2020	100.0%	

令和4年度の方角

- ・管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において、いじめ問題に関する校内研修を積極的に行うよう依頼していく。
- ・令和4年度いじめ問題対策推進事業計画に基づき、引き続き、年間を通じた計画的な児童生徒主体のいじめ防止活動を推進する。
- ・いじめ防止対策推進法に基づいた「学校いじめ対策組織」による組織的な対応の徹底に向け、校内研修を複数回実施するなどし、引き続き、いじめの問題に係る教職員の意識や知見の向上等に取り組む。
- ・1人1台端末等の整備を踏まえ、児童生徒のインターネットリテラシーの向上に向けて、動画教材やネットリテラシー向上アプリ等を活用した指導、SNSに頼らない人間関係づくりに係る児童生徒主体の活動の一層の充実を図る。

基本施策3に対する「群馬県教育委員会の点検・評価委員会」の主な意見

評価できる点

- ・「いじめの正確な認知」が求められる現代において、本県では、小さないじめも見逃さないだけでなく、いじめを防止する取組についても適切に行われている。

課題

- ・「ボランティア活動の充実」に係る取組が少ないと感じる。より積極的に実施すべきである。
- ・「『児童生徒は、授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができる』と回答した学校の割合」について、全国平均を上回るものの、コロナ禍で協働的な学習を行う機会が減少したことも要因と思われるが、数値が伸び悩んでいる。今後も引き続き、児童生徒の主体性を育む教育に注力していく必要がある。